

平成25年度 第5回臨時庁議要旨

日時：平成25年10月10日（木）
午前9時～
会場：庁議室

[審議事項]

1 平成26年度予算編成方針について（財務部）

財政の健全な運営及び事務事業の計画的・効率的な遂行を行うため、平成26年度予算編成にあたって、歳入の確保、歳出削減及び震災復興基本計画への対応等その基本方針を取りまとめ予算編成説明会を通して職員へ周知するもの。

(1) 主な内容

ア 平成26年度予算の基本的な考え

- (ア) 復興事業の重点化や通常施策の厳しい選択など、平成25年度予算の方針は基本的に維持する。
- (イ) 困難な財政状況ではあるものの、市立病院をはじめとする復興後の「いしのまき」を見据え、新たな事業を全力で推進させる。

イ 予算編成の前提

- (ア) 通常予算は、当面縮減した状況が続くものとした。
- (イ) 復旧・復興事業については、原則、復興財源ですべて手当される前提であるが、現実的には、「新駅誘致」や「公用車等駐車場整備」など、一般財源（震災復興特別交付税除く。）による対応は避けられない。また、震災復興基本計画事業でも基盤整備事業などで一般財源が必要となる見込み。
- (ウ) 総合計画実施計画のうち、施設の維持補修や車両購入等については、実施計画の裁定外となり、予算査定に委ねられる。
- (エ) このことから、現在の財源不足額（53.8億円）は、確定したものではない。

ウ キャッチフレーズ

「再生への未来づくり予算」

震災復興基本計画に掲げる「再生期」のスタートの年として未来へつなぐ新しい石巻市を目指す。

エ 本市の財政状況（平成26年度以降の見通し）

(ア) 歳入

- ・市税については、給与所得や企業業績、住宅新築等で一時的な回復が一定程度見込まれるが、当面、震災以前の水準への回復は期待できない。
- ・地方交付税については、国の概算要求で△1.8%となっている。市税減少や災害需要等震災影響分を一定程度補てんする形で交付が見込まれるが、普通交付税の合併算定替え終了に伴う段階的削減も平成28年度からに迫り、増額は期待できない。
- ・歳入環境は、厳しい状況が続く見込みにならざるを得ない。

(イ) 歳出

- ・新市街地の形成に伴う新駅誘致など生活基盤の安定化に向けた新たな財政需要が発生しているほか、消費税及び地方消費税引上げに伴う経常的経費の増加

への対応が必要となる。

- ・経営基盤に甚大な被害があった公営企業のうち、特に新病院建設を控える病院事業に対しては、開設までの間に財務体質の改善と開院後を見据えた運営資金確保など健全化に向けた財政支援を行う必要がある。
- ・歳出総額は、当面増大した中で推移する見込み。

(ウ) 収支

- ・総合計画や震災復興基本計画の各実施計画に対応するための政策的一般財源を計上した財政収支見通しでは、平成26年度から平成28年度までの3か年で53.8億円の財源不足が見込まれる。
- ・東日本大震災復興交付金を始めとする国の財政支援が、平成28年度以降の継続が不透明であるため、徹底した歳入確保策及び歳出削減策に取り組む必要がある。

オ 予算編成方針

(ア) 基本方針

- ・「震災復興基本計画」に掲げる「再生期」の初年度として、市民がこれまで以上に復興を実感できる予算と位置付ける。
- ・「震災復興基本計画」に基づく事業を最優先に実施することとし、マンパワーや財源についても徹底した復興事業への「重点化」を継続する。
- ・市税収入の減少に対応した歳入確保と併せ経常的経費の見直しによる削減も検討する。
- ・新規事業の要求については、「震災復興基本計画」や「総合計画」に基づくものを除き、原則認めない。

(イ) 「震災復興基本計画」の確実な実行

- ・「震災復興基本計画」に基づく事業については、最優先に取り組む施策であり、財源についても重点的に配分し、確実な実行を図る。
- ・財源としては、国県支出金のほか、「東日本大震災復興交付金基金」をはじめ、「震災復興基金」及び「震災復興特別交付税」を最大限活用することを基本とし、さらに、民間の力を引き出し連携して取り組む事業についても積極的に検討する。また、必要に応じて、国県に対し、財政支援の新設や拡充などの要望も行う。

(ウ) 財源不足への対応と財政規律の保持

- ・財源不足に対しては、「財源捻出対策」を実施する。
- ・歳入では、過疎債ソフト分の活用についても検討する。
- ・歳出では、消費税及び地方消費税引上げに伴う経常的経費(義務的経費除く。)の増大が見込まれることから、これまでの削減割合を設定せず、平成25年度当初予算を上限とし、併せて内容の見直しによる削減の努力をする。
- ・なお不足する分は、減債基金及び財政調整基金の繰入で対応する。
- ・財政規律を保持するため、「震災復興基本計画」及び「総合計画」以外の普通建設事業については、継続中の国県補助事業を除き、原則実施しない。

(エ) 消費税及び地方消費税引上げに伴う経常的経費の計上方法

- ・平成26年4月から3%アップすることにより、施設の管理経費をはじめとする経常的経費については、平成25年度当初予算を上限として計上する。

(2) 今後の予定

- | | | |
|---|-------------|--------------------|
| ア | 平成25年10月15日 | 予算編成説明会 |
| イ | 同年11月5日 | 当初予算要求書提出期限 |
| ウ | 同年11月 | 所属長ヒアリング及び担当者ヒアリング |
| エ | 平成26年1月上旬 | 財務部長査定・市長査定 |
| オ | 同年1月中旬 | 裁定通知 |

以上